

明治期山口県の魚市場慣行調に見る魚問屋仕入制度の諸相（下）

（近世防長漁業の内部構造・地域類型解明の手がかりとして）

木部 和昭

一、はじめに

二、明治十九年「魚市場慣行調」について

三、日本海地域の魚市場とその特徴

(一) 阿武・見島郡

① 江崎浦 ② 須佐浦

③ 宇田浦 ④ 浜崎浦

(二) 大津郡および豊浦郡

① 大津郡瀬戸崎浦仙崎

② 豊浦郡和久浦

③ 豊浦郡矢玉浦

④ 豊浦郡阿川浦

(三) 日本海地域の魚問屋の特徴（小括）

（以上、前号掲載）

四、瀬戸内海地域の魚市場とその他の特徴

(一) 厚狭郡

長門国厚狭郡に関して注目すべき記述が見られるのは、埴生浦・

西須恵村刈屋浦・藤曲村居能浦の三ヶ浦である。

① 埴生浦

埴生浦は吉田宰判に属した蔵入地の浦方である。埴生浦の魚糶場に関しては、既に別稿^①で詳細に取り上げているため、ここでは簡単にその特徴を指摘しておく。

近世期の埴生浦の魚糶場は化政期頃（一九世紀初頭）に成立したようだが、その大きな特徴は、藩への運上銀入札額の多寡で請負人を定める制度が取られていた点にある。明治期に入り税制が変わった事で、運上銀入札額の多寡で請負人を選定する方式は無くなったが、魚糶場請負の制度自体は埴生浦で存続していた。その請負年限も、藩政期中は五年、明治十七年（一八八四）段階では六年と区切られており、特定の商人に固定されていたわけではない。その意味で、埴生浦の魚市場主と漁民の関係は時限的な契約に過ぎず、日本海地域のような固定的な支配関係にはなかった。

こうした魚糶場と漁民の関係は、口銭の使途や仕入の在り方に反映されている。藩政期中の制度では、埴生浦漁民はこの魚糶場にお

いて漁獲物販売を義務づけられ、請負人はそこで徴収される口銭の内から藩への運上銀を上納した。安政六年（一八五九）の請負運上銀額は八十文銭五貫三〇〇目であり、かなり高額であった。この運上銀の中から殖生浦に「助銀」が還元されたが、これは殖生浦の振興・救恤に充てられる「仕組金」のような性格をもっていた。明治十七年に市場営業人と漁人惣代の間で交わされた定約証書では、魚売上高の三・三％が「波戸負債金」の償還に充てられ、同じく一・二％が「浦方立戻シ金」として浦方に返金されることになっており、藩政期中の「助銀」の性格が継承されている。口銭総額は一〇％だが、そこから上記の費目を支払い、三・三％を市場税等上納に充当した結果、市場営業人の手元に残る利益は三・五％であった。口銭の約半額が浦方に還元されていたのである。

仕入に関しては、藩政期中は漁民に無利貸米（先述した越年米と推定）を、明治期には漁船一艘ごとに金二円を、それぞれ魚糶場請負人が貸与していた。ただ、日本海地域の魚市場と比較すると、その仕入はきわめて限定的なものであり、漁民の仕入に対する依存度は必ずしも高くはなかった。

また殖生浦では、文政三年（一八二〇）にはすでに、魚糶場を通さない漁獲物の魚仲買人・地下人への「直売」が横行するようになっており、代官所（藩権力）がそれを規制する沙汰書を発して取り締まらざるを得ない状況にあった。漁民との間に相対的かつ時限的な契約関係を結んでいるに過ぎない魚糶場請負人に直売り・抜売りを

抑止する力はなく、藩権力の強制力に頼らざるを得なかったのである。このことは裏を返せば、殖生浦漁民が魚糶場に依拠しなくても独自に販路を確保し得たことを示している。

以上のような、漁民が仕入・魚市場からある程度自立しているというあり方は、実は瀬戸内海地域の漁村・魚市場の特徴でもあり、今後も析出されるので留意されたい。

②刈屋浦

刈屋浦は藩政期中には船木宰判に属し、一門吉敷毛利家の給領地であった。隣接する木戸（城戸）浦とあわせて木戸・刈屋浦と総称される場合が多く、この魚市場も木戸浦の魚市場を兼ねていたものと推定される。

刈屋浦魚市場は、給領主である吉敷毛利家によって「魚糶座」として天明八年（一七八八）頃に創設され、天保九年（一八三八）に一三口の魚糶座株が免許されたという。吉敷毛利家に対しては、年に八十文銭三貫目の運上を上納し、ほかに増株が出来ない契約だったとあることから、魚糶座は一種の株仲間組織であった。給領主による株仲間設定と高額な運上銀設定は、日本海地域ではほとんど見られない一方で、後述するように瀬戸内海地域の浦方では広範に確認できる。これは、瀬戸内海地域では漁民の自立度が高いため、領主権力による強制力なしに魚糶座制度が維持できなかつたことを示唆しており、先に見た殖生浦の事例と共通する性格を見出すことが

できる。

このため、給領主による支配が終焉した明治二年（一八六九）頃には、木戸・刈屋浦の一部の漁民が「旧魚糶場株主ノ株券ヲ除カンガ为メ」に争論を起し、ついには浦方漁民を二分して山口藩聴訴課に裁決を仰ぐ事件も発生している。争論は結局、第十二大区々長の内済により、旧魚糶場株主と漁民の双方が月交代で魚糶場を開設することで決着し、明治六年の魚市場制度成立までその形態で営業された。旧魚糶場に対して漁民の立場が強まっていたことがうかがえる。

明治期の魚市場制度では、木戸・刈屋浦の漁民に対しては五%、他府県・他浦の漁民に対しては一〇%の口銭を徴収する取り決めだったようだが、その内訳は不明である。また、仕入の有無についても記載はない。

明治期の注目すべき変化としては、「村内名望者ヲシテ漁人・商估ノ間手数料匱ナルヲ投票ナサシメ」て魚市場総代人を選出する方式がとられるようになった点である。これは口銭額のより少ない額を提示した名望者を入札によって選定し、三〜五年の期限で魚市場を請負わせるというものである。名望者は資力充分な富裕層であり、「魚市場総代人ハ漁業者ノ収獲金ヲ一時ニ預リ置クモノナレバ、其後質トシテ相当ノ地所ヲ書入ナシタル証書ヲ出サシムルモノトス」と規定されていた。この請負方式は、殖生浦の事例によく似ており、領主権力の強制力が喪失した結果、漁民と魚市場の関係が相対化し

ていったことを示している。

調査には「漁人最寄ノ場所即チ馬関及ヒ豊前中津ニテ売捌キ、或ハ当所回漕店ニ持出スモノ之アリ」という記載もあり、漁民が魚市場に縛られずに独自の販路を有するなど、魚市場からの自立性を高めていた点も注目される。

③藤曲村居能浦

居能浦は藤曲浦前面に築造された江ノ内開作にあった浦で、藤曲浦から漁民が移住して成立した漁村である。船木宰判に属し、蔵入地であった。

居能浦の魚問屋は、文政末から天保初年頃に創設されたようだが、詳細は不明である。仕入の有無や旧藩時の慣行等も記載されていないが、口銭六%の内、一%を「公立学費尚浦方ノ諸費」に充てるという記載に注目しておきたい。魚市場における口銭から、浦方の公益費を拠出する方式は、殖生浦と類似したものである。

(二) 吉敷郡

続いて旧周防国について見ていこう。まず取り上げるのは吉敷郡である。吉敷郡の諸浦は、藩政期には小郡宰判に所属していた。この地域では、藩政期中に海上石と浦屋敷石が設定されていた「本浦」の魚市場に見るべき記載が多い。

①秋穂浦

秋穂浦は本郷村に属する浦方で、寄組・井原家の給領地であった。秋穂浦の魚市場としては、有富源兵衛および米倉民十郎の二軒から調書が提出されている。

米倉の調書によれば、秋穂浦の魚市場は、魚屋（村田）仙右衛門によって享保五年（一七二〇）八月に創設され、宝暦九年（一七五九）から文政三年（一八二〇）十月まで、竹島屋（有富）源六とともに魚類糶売世話方をしてきたといわれる。この魚屋村田家の魚問屋株職は、嘉永五年（一八五二）に米倉孫三郎（民十郎父）に譲渡された。

一方の有富の調書では、宝暦九年に給領主の井原家から竹島屋源六に魚問屋が免許されたことになっており、宝暦十年（一七六〇）十二月の井原家からの奉書の写も採録されている。その内容は以下の通りである。

去春地下向至極之困窮ニ付、漁人共種々吟味之上ヲ以テ鮮魚問屋卜定メ致売買度由依願、其節品川理太夫ヨリ一ツ書ヲ以テ売買仕法申付置候、猶亦竹島屋源六願ニ依テ申附置候口銭ノ内ヨリ御利徳銀上納可仕由ニ付、当暮ヨリ八十錢百目充直上納申附候間、暮々御納戸ヨリ可令指図候間、其旨ヲ以テ上納可致候、右一ツ書之趣ヲ以テ下折合可然様ニ往々可被致沙汰候、此段竹島屋源六工可申渡候、以上

宝暦十辰十二月 福 左中印

齋 八右衛門印

栗 五郎右衛門印

（秋穂浦庄屋）
上田惣右衛門殿
年寄 喜右衛門殿

（傍線筆者）

この奉書写によれば、この時期に浦方が困窮したため、漁民らが鮮魚問屋を設立して漁獲物売買を行いたいと出願し、竹島屋源六が年に八十文銭一〇〇目宛の御利徳銀を井原家に上納する条件で、その免許を受けたことがわかる。この場合の御利徳銀は、魚問屋株免許に対する運上銀に相当する。史料中、品川理太夫に申し付けられたという売買仕法に興味があるところだが、詳細は不明である。米倉の調書と照合すれば、宝暦九年から魚屋村田家・竹島屋有富家の二軒による魚類糶売世話方が始まったとする記述とは符合する。

しかし、有富市場の市場主変換に関する記載によれば、文政三年（一八二〇）になって「他所釣船問屋村田仙右衛門」にも魚問屋職が免許され、浦方に混乱が生じて双方が潰れそうになる事態が発生したため、給領主の井原家の仲裁で、月頭十八日は竹島屋有富家が、月末十二日は魚屋村田家が、それぞれ交替で魚市場を営業することになったという。米倉市場の調書では、この交代営業の開始は文政十一年（一八二八）十月であったとされる。以上の記述に拠れば、竹島屋有富家よりも来歴が古いと主張する魚屋村田家（後に米倉家）の魚市場は、本来は他地域から入漁してくる釣船を対象とする魚問屋（他所釣船問屋）であり、文政三年になって初めて秋穂浦漁民をも対象とする魚問屋職を認可されたことになる。井原家の裁定を見

でも、竹島屋有富家に日数面で有利な設定がなされていることから、有富市場の調書の記述の方が信憑性は高いと思われる。なお、明治十三年（一八八〇）からは、有富・米倉双方の示談により、陰曆月頭十五日を有富が、月末十六日以降を米倉がそれぞれ営業するようになり、両者の立場が対等なものとなった。

運上銀額は宝暦十年段階の竹島屋有富家に対するものしか分からず、その額も大きくはないが、給領主井原家による魚問屋株免許によつて魚市場が維持されていた点は、刈屋浦と共通している。

秋穂浦の二つの魚市場の口銭には九%だが、その内訳にはあまり見るべきものはない。しかし、注目すべきは、仕入に関する記述である。有富市場の旧藩時以来の慣行に関する記載を以下に掲げる。

従来漁人ト市場主ノ間慣行ハ、是迄漁人非常之困難ニ立至り候節ハ、市場主ヨリ往々救助仕来り、猶職具新調若クハ仕入金等入用之節ハ一時繰替置キ、捕魚之魚蝦売捌之上、口銭其外繰替金歩引或一時引去り残金払渡、若亦不漁之節ハ漁有之次第取建来候、夫カ為メ漁人モ捕魚之道ニ従事シ、所得之魚蝦ハ市場主エ任セ、市場主ハ持參之魚蝦売買仕来候、然ルニ近来漁人共繰替金引去り候時ハ彼是申立、且又猥りニ直接ニ販売致候者日々多キヲ加へ候ニ付往々迷惑不尠、加之市場税金モ昔年八年税ニ有之候処近来月税ニ相成、旧ニ幾倍シ市場主ノ困難不大形、依テ繰替金等相廢候事

これによれば、従来、秋穂浦魚市場では、漁民の救済や漁道具等

の新調に対して「繰替金」と呼ばれる仕入が行なわれており、漁獲物売却の際に口銭や繰替金歩引きとして償還させる魚問屋仕入制度が存在していた。ところが、明治期頃には、仕入の借金があるにも関わらず、漁民らが繰替金引去りに苦情を申し立てたり、返済を嫌つて魚市場を通さない直売を行うなど、魚問屋の側が難渋する事態が多発するようになっていた。この結果、有富市場では、繰替金の仕入を廃止している。同様の状況は米倉市場の調書でも記載され、やはり仕入を停止している。

これは漁民の魚問屋に対する立場が強まっていることを示すと同時に、仕入に依存しなくても漁業の再生産が維持できる水準にまで漁民の自立度が高まっていたことを示している。この点は、吉敷郡地域の大きな特徴の一つである。

②東岐波村丸尾崎（岐波浦）

丸尾崎は岐波浦の南に位置する港であり、岐波浦の漁港として機能していた関係から、この地に魚市場が設置されたものであろう。藩政期中は蔵入地であった。

丸尾崎魚市場は、年代は不明ながら、天保八年（一八三七）以前に問屋職伊藤吉兵衛ほか四名の共有で創始されたという。その後、天保八年から安政四年（一八五七）までの二一年間は国重長蔵が請負人となつて営業し、安政五年（一八五八）から慶応三年（一八六七）までの一〇年間は高杉長吉が、明治元年（一八六八）から七年

(一八七四)までは国重伊兵衛が、それぞれ請負って営業を行った。その後、明治八年(一八七五)からは小郡宰判大庄屋などを歴任した岐波村の豪農・部坂神兵衛が市場の所有主となり、代理人の古谷帳左衛門に委託して明治十九年(一八八六)まで営業しているから、創始者であった問屋職と国重・高杉などの請負人の関係は、所有主と代理人のような関係だった可能性が考えられる。請負人に魚市場の営業を委託する形態は、厚狭郡の事例でも確認されたが、丸尾崎の場合は請負期間が長く、ある程度固定されていたようだ。ただし、藩への運上銀の有無は不明である。

丸尾崎魚市場で注目すべき記載は、口銭額に関する部分である。丸尾崎では、藩政期中までは六%の口銭を徴収していたようだが、先述のように明治七年(一八七四)^②の「魚糶場規則」でこれが一〇%に公定された。これに対して、岐波浦漁民らが、従来六%だった口銭額をいきなり一〇%に引き上げると困窮すると申し立てた結果、中使労力費の〇・八%を〇・四%に減じ、仲買立戻しの〇・六%を全額控除して、口銭額は九%に設定された。また、一%の「漁民非常手当金」(前掲表1の「仕組金」)については、明治八年から十五年まで徴収したが、漁民の請求によって年々の上り高(売上高)の割合に応じて返金している。この後、明治十五年七月より市場税が〇・五%減額されたの契機に、非常手当金の徴収も廃止され、口銭額は七・五%にまで引き下げられた。漁民の発言権の強さがうかがえる。

仕入に関する明確な記載はないが、第六項の市場帳簿の種類・名称の中に「漁人仕入金貸帳」が見えるので、仕入が行われ、日々の糶売高からその償還を行っていた事は確かである。しかし、仕入がどの程度の範囲に及び、どの様に償還されていたかについての詳細はわからない。

こうした仕入関係が構築されている一方で、「頻年漁民ニ於テ市場ヲ歴ス商人或ヒハ需要者へ直接ニ売捌ヲナスモノ多クシテ、自然市場ノ維持方難相立ニ付、取締方相成候様、明治十八年県庁へ歎願致シ候」という記述が見えるから、先述した秋穂浦と同様に、漁民の直売の横行によって、仕入に依拠した魚市場制度の根幹が揺らぎつつあった事がうかがえる。

③阿知須浦

阿知須浦は井関村に属する浦方で、藩政期中は一門右田毛利家の給領地であった。

その魚糶場は、阿知須浦漁民の一人であった武重曾市が領主の右田毛利家へ出願して、天明五年(一七八五)三月に創設が免許されたという。創設当初は、漁夫中の共同所有であり、磯村伝兵衛が魚糶場手先世話役として営業を委託された。しかし磯村は魚商に対して札銀三貫目余の売掛をつくってしまったため、寛政二年(一七九〇)二月、その負債を弁償した武重曾市が代わって魚糶場世話役となり、享和三年(一八〇三)六月までこれを勤めた。その後、享和

三年七月～文化十年（一八一三）二月までの一一年間は磯村伝兵衛、文化十年三月～文政元年（一八一八）六月までの六年間は武重曾市、文政元年七月～天保七年（一八三六）十二月までの一九年間は磯村伝兵衛、天保八年（一八三七）正月～嘉永五年（一八五二）十二月までの一六年間は武重曾市と、交互に魚糶場の営業を請負っている。嘉永五年十二月五日より翌六年（一八五三）六月までは「御手糶場」となったとされるが、詳細は不明である。右田毛利家または藩の直営になったものであろうか。そして、この直後の嘉永六年七月より、阿知須浦魚糶場は武重柳吉・磯村伝兵衛両名の「家督株職」として免許されたとあるから、魚問屋株として武重・磯村の所有に帰したのはこの時点だったと推定される。株仲間組織となつて後は、武重・磯村両家が月交代で魚糶場を営業するようになったが、磯村は明治十三年（一八八〇）五月に魚市場の権利を田中清之進に譲渡したため、明治十九年（一八八六）段階では武重・田中両家が交代で魚市場主として営業するようになっていた。

右田毛利家へ上納する運上銀に関しては、文化十一年から天保七年年までは年に八十文銭一貫一〇〇目であったが、天保八年正月から請負人となった武重曾市は、この運上銀に加えて「漁夫成立之使用ニ供ス仕組銀五百目年々可差出」と出願して認められている。この仕組銀は明治初年まで存在が確認できるが、「漁夫成立之使用ニ供ス」という目的から見て、漁民に対する仕入の原資や阿知須浦の振興・救恤に充てられたと考えられる。運上銀額はその後、慶応二年（一

八六六）・三年には藩札三貫目となり、明治元年（一八六八）からは藩札一〇貫目（内五〇〇匁は仕組銀）と高騰しているが、これは当時の物価騰貴と札銀価格下落を反映するものである。いずれにせよ、領主権力の強制力に依存しなければ魚糶場が維持できなかった状況がうかがえる。運上銀も仕組銀も、魚糶場請負人（後に魚糶場株主）が、漁獲物売却時に徴収した口銭の内から支出されていたことはいうまでもない。

阿知須浦の場合も、丸尾崎（岐波浦）の場合と同様に、藩政期中の口銭額は六％であったが、明治七年の「魚糶場規則」に公定された口銭一〇％については、漁民側の抵抗で減額を余儀なくされ、仕組金一％および魚仲買への立戻し金〇・六％は廃止、仲使労力費〇・八％は〇・四％に減額して、結局八％に減額されている。また、阿知須浦では、漁民が必要する魚価については口銭を徴収しない取り決めがあり、その魚価が高んで市場主の棄損に属するものが多かったようだ。市場税が明治十五年（一八八二）に〇・五％減額された際には、漁民中からその差額の返金を求められ、市場主の「損毛」が発生したことも記載されている。やはり、市場主に対して漁民の立場の強さがうかがえる内容である。

一方、仕入に関しては、帳簿の中に「漁夫貸金帳」があり、「其困難者江漁具其他修繕之節貸与シタル分ヲ記入ニ供ス」との説明があることから、行われていたのは確かである。この点について、阿知須浦には、明治十一年（一八七八）に新設された別の魚市場（市

場主林泰二郎・松岡節之助)が存在したが、その調査には「該問屋ヨリ資本金貸付之漁人ハ、他問屋又ハ魚商之者ニ而モ魚類壱尾モ直売直買等ハ一切仕間敷様契約仕候得共、就中猥勝ニ相成、現今ニ而ハ各問屋ニライテモ迷惑次第ニ立至候事」との記載が見える。仕入の見返りに、他問屋や魚仲買商へ直売買することを禁止する契約が漁民との間にあったようだが、次第にそれも守られなくなり、問屋中が迷惑する様子がうかがえ、仕入を媒介とした魚市場制度の弛緩が、やはりここでも見受けられる。

④西岐波村床波浦

床波浦は、永代家老宇部福原家の給領地であった。同浦には、寛政十二年創設の高杉久之助市場と、明治十二年創設の西村文之進市場の二つが存在し、それぞれ調査が提出されているが、ここでは来歴の古い高杉市場を中心に見ていくことにする。

床波浦魚市場は、寛政十二年(一八〇〇)、三井庄兵衛・西村勘兵衛・八右衛門・市右衛門・国吉源大夫の五名によって創設された。創設後は、末村藤左衛門という者が世話をしてきたが、札銀八貫余の負債ができたため、文化六年(一八〇九)八月に三井庄兵衛へ宅地家屋とも譲渡し、爾来数十年間、三井庄兵衛の所有となった。その後、慶応元年(一八六五)正月に高杉久之助が、三井から一〇年間営業を請負うことになり、その請負金高は年に札銀一貫四〇〇目と金一〇兩(札銀にして七五〇匁)であった。しかし、翌慶応二年(一八

六六)、給領主である福原家が三井庄兵衛から魚糶場株を買い上げ、営業については行きがかり通り高杉が請け負うことになったが、請負金は札銀六貫五〇〇目にはね上がった。さらに明治二年(一八六九)七月には、突然、福原家より魚市場株を払下げるとの通達があり、高杉久之助はこれを札銀六五貫目(金八四〇円余)で買い請ける羽目になった。その後、明治三年(一八七〇)十一月頃には、床波浦魚糶場は郡用局御手悩となり、運上銀として札銀一〇貫目(金一五〇円)を上納することになった。こうした幾度もの改革により、甚大な迷惑をこうむることになった高杉久之助だが、彼はその要因を、魚商や漁民に対して多分の貸付金があったためであると推測している。

その貸付金の内、漁民に対するものが仕入であるが、それに関しては以下のように記載されている。

毎日魚類売買仕、代価諸掛ヲ計算シ当市場ニおゐて日々売買営業仕、漁人・魚商人ニハ身分相応ノ資本金ヲ貸付候、此貸付金ノ種目ハ、魚商人ハ日々買得ノ残金相嵩ミ候分、漁人ハ時々ノ漁具仕入金・喰料等貸付候也、是皆魚類売買ノ便利ヲ助ケントスル趣意より出ルナリ、然ルニ近来悪弊ヲ生シ該借用資本ヲ幸トシ、魚商・漁人ノ間ニ直売買ヲ致シ日々年々ニ増長ス、自然此行形ニ過ル時ハ魚市場ノ衰滅ハ遠キニ非ズト信ス、又漁人ハ日増困窮ニ迫リ永遠ノ利益ヲ計ラズ、只目下ノ小利ヲ争ヒ、年々次第ニ細目網ヲ使用シ無益ノ魚兒ヲ捕獲シ自ラ水産物繁殖ノ妨

害ヲナスヲ知ラズ、誠ニ惘然之至リナリ、故ニ当今魚市場ノ組織維持法方共ニ大困難、資本金ハ千円余、是へ前年マデ貸付金不足有之分ヲ除キ一ケ年間分ナリ、尤漁人・魚商共ニ貸金無利子ニテ有之候也（傍線筆者）

魚商人に対する貸付は売掛金だが、漁民に対する貸金は漁具仕入や飯料（越年米か）であり、その貸与は無利子であった。この点は日本海地域とも共通する仕入制が行われていたことをうかがわせる。しかしその一方で、近年は魚商と漁人が魚市場を通さない直売買を行うようになり、魚市場の衰微を招きつつある状況も併記されている。これが吉敷郡の魚市場にはほぼ共通して登場する事態であったことは上述の通りである。

(三) 佐波郡

①三田尻町（福聚町）

三田尻は古くは浦であったが、萩藩の御船倉の設置により町方となった場所で、漁港であると同時に港町でもあった。三田尻宰判の勘場所在地であり蔵入地であった。

この地の魚市場は元禄年間（一六八八〜一七〇三）に松尾松右衛門によって創始され、正徳期（一七一〜一五）に安村久兵衛ほか二、三名が加わったという。明治八年（一八七五）段階で糶株二〇株が設定されていたことがわかるから、株仲間組織であったと思われるが、運上銀額等は記載がなく不明である。嘉永二年（一八四九）

には「御手糶場」となり、頭取に五十君享四郎外二名が就任し、安村甚右衛門が勘定役を勤めている。「御手糶場」は、吉敷郡阿知須浦でも嘉永五年に同様の事例が確認できるが、藩の直営になったものと推定される。その後、明治二年（一八六九）には「三田尻町年寄元御任せ」になっており、幕末から明治初年にかけては公的な市場としての性格が強かったようだ。この時期に魚糶場の経営を請け負っていた安村甚右衛門・熊谷百助・内田仁五郎の三名が、明治八年に新制度による魚市場が免許されると、市場主として経営を引き継いでいる。その際、この三名は旧来の糶株二〇株の株主に金六〇〇円を支払い、糶株制度を解消している。

三田尻町魚市場の明治十九年（一八八六）段階の口銭は一〇％だが、その内〇・五％が町村費として上納されていた。口銭の一部を町村費（緯租）に充てる方式は、阿武郡江崎浦などでも見られた方式だが、その起源が近世期に遡るかどうかは定かでない。佐波郡では、新田村問屋口の魚市場（慶応元年創設）でも、口銭の内の一部を「営業割町村費」に充てるという記載が見られ、郡独自の仕法だった可能性もある。また、商估への割戻し金が二％と高率を占めているのは佐波郡の特徴で、三田尻近傍の新田村問屋口・田島村中ノ関・同村中ノ浦・西浦の四市場が三田尻同様に二％、新田村庚午新町魚市場が三％となっている。競合する魚市場が近隣に存在するため、商估（魚仲買）を自己の市場に呼び込むための優遇措置であろう。同様の理由から、漁民を自己の市場に引きつけるための仕入も行わ

れており、三田尻町では口銭額の四・五%の内から、市場諸費・魚商払不足・漁人貸金等を支払い、残金が市場主の益金となると記載されている。ただ、この「漁人貸金」の比率から見て、日本海地域のような手厚い仕入が行われていたとは考えにくく、魚市場と漁民の関係が強固だったようには見られない。

三田尻町魚市場の大きな特徴は、三田尻の漁民を主対象とするのではなく、他地域の漁民にも広く魚糶場を提供していた点にある。明治八年（一八七五）七月に三田尻町魚市場と約定証書を交わしていた浦島は、佐波郡富海浦・向島・野島・中ノ浦、都濃郡福川浦・串ヶ浜浦・徳浪・馬島（熊毛郡の可能性あり）、熊毛郡室積浦・牛島、豊前国姫島、次雲（場所不明）の一ニヶ所に及び、その範囲は広大である。これは、三田尻町が「町方」であり、なおかつ後背地に宮市町や山口町という町方も控えていたため、漁獲物の需要が大きかったためと考えられる。その意味で、三田尻町魚市場は、萩城下の浜崎浦魚市場と同様の性格を持った都市的市場であったと見て良いだろう。

各地の漁民と交わされた約定証書の一節には「素より私共（漁民・筆者注）家計者問屋之親ニ有之事ニ候得共、別而魚売捌厳重ニ被成下一統不容易仕合難有奉存候（傍線筆者）」と見える。傍線部分を見ると、魚問屋と漁民の関係が、日本海地域のような親方―子方関係のようにも見受けられるが、そう捉えるのは早計であろう。まず、仕入に関する文言が一切見えないし、各地の漁民が魚問屋の契約を

結んでいるのは三田尻町だけではないからである。例えば、富海浦・中ノ浦・福川浦・串ヶ浜浦・室積浦に関しては、それぞれの地元魚市場が存在するにもかかわらず、三田尻町魚市場とも契約を結んでいる。また、田島村中ノ関・同村中ノ浦・富海浦の魚市場でも、中ノ関・中ノ浦・向島・小田・富海の漁民の持ち込んだ魚類は優先して糶にかけるとの記載があり、三田尻魚市場が独占的に周辺地域の魚類を取り扱っていたわけではない。むしろこうした魚市場と競合関係にあったのが実態で、仕入はいわば漁民招致の手段としての性格が強いものだったと考えられる。

②富海浦

富海浦は徳山藩領に属した浦方である。来歴も古く大きな浦方であったため、魚市場の創設も宝暦五年（一七五五）と古い。ただし、この古い魚問屋は「他処船之生魚問屋」だったため、万延元年（一八六〇）十二月に田中屋紋左衛門が出願して「地下魚問屋」を免許された。田中屋が徳山藩に上納する運上銀は年に八十文錢三〇〇匁であり、別に富海町立銀として口銭の1%を町役所へ納入していた。他所漁船に対する魚問屋が先に成立し、後に自浦向けの魚問屋ができるというのは、吉敷郡秋穂浦とよく似ている。また、領主に対する運上銀とあわせて自浦の公益費を負担するあり方は、厚狭郡植生浦や三田尻町の事例などと共通している。

自浦の漁民向けの魚問屋・魚糶場が長く存在しなかったのは、先

述の三田尻町魚市場の事例にも見えたように、他所に魚市場を有していたからであろう。それ故であろうか、魚市場と漁民の間の仕入関係については、調査に一切記載がない。

(四) 都濃郡

①西豊井村下松浦

西豊井村は徳山藩領に属し、村内の下松町に浦方が存在していた。同地には浦町の中村米三および新町の下瀬伝兵衛の二ヶ所の魚市場が存在し、各々が調査を提出している。いずれも文化四年（一八〇七）八月創設であり、記載内容もほぼ同文なので、まとめて取り上げる。ただし、その内容は簡略で、近世期の慣行に見るべき記載はない。仕入についてのみ「旧益暮両度に仕入金として一円五〇銭位の金額を漁人へ貸与し、毎糶々上金の一〇分の一を前貸へ当て引き去り算用する」との記載がある。同市場の口銭額は七％であるから、これとは別に一〇％を引去り、仕入金の償還を行っていたようだということは、口銭等徴収額は一七％に達し、瀬戸内海地域ではかなり高額の部類に属す。

②福川浦

福川浦も徳山藩領に属する浦方である。同浦には三ヶ所の魚市場が存在しているが、いずれも明治十四年（一八八一）五月の創設で、藩政期の実態は不明である。この内、西浜の富嶋安太郎市場の調査

は比較的記載内容が豊富で、明治期の魚市場の状況がうかがえるので、簡単に紹介しておく。

本来、富嶋の魚市場は、福川村共有の目的で創設しようとしたものだったが、村内に数名の不同意者があったため、当初の目的は実現しなかった。このため、規約を作って村内から同盟者を勧誘したところ、同盟加入者は一〇四〇名に達して明治十四年に魚市場が成立した。この魚市場の所有主はこの同盟者であり、富嶋はその中から選定された総代人であった。そうした性格のためか、仕入に関する記載はない。また、「近來、市場を経ずに直に大漁人から直買する商估が増えてきた」という記述があることから、必ずしも上手く機能していた訳ではないようだ。この西浜魚市場が、一〇〇〇名をこえる同盟者に擁しながら、同時に設立された椎木・高橋・上村三名の西中町魚市場の方が、明治十七年（一八八四）段階の上り高（魚糶売高）が多い（付表7参照）ことからみて、福川浦漁民は両市場に二分されていたのであろう。

③櫛ヶ浜浦

串ヶ浜浦は萩本藩領都濃郡宰判に属し、一門筆頭三丘六戸家の給領地であった。同浦では二つの魚市場から調査が提出されているが、明治二年（一八六九）十一月を創設年とする磯町の村井金作の魚市場は、おそらく藩政期中から存在した魚糶場と推定される。同年の采地返上にもなって魚糶場の仕法替えがあったため、この時点をと

創設年としたものであろう。

この村井の魚市場に関しては、いくつか興味深い記述が見える。まず仕入についてであるが、「地下魚人エハ旧七月・同十二月年兩度仕入金トシテ相当ノ前貸ヲナシ、売上高金一割引ニシテ払込ノ契約」とあり、先述した下松浦と同様の制度であった。櫛ヶ浜浦の口銭は一〇%であるから、これとは別に仕入引当一〇%を徴収したとすれば、徴収額は二〇%になり、日本海地域並みの水準となる。仕入の目的については、「漁人へ漁具ノ仕込ヲ充分ニシ捕漁ノ業ヲ盛大ナラシメ、魚類ノ沢山ヲ要シ候事」と記載される。

この魚市場は、明治四年（一八七二）一月、年に札銀一〇貫目を上納することで永代の株筋を民事局に免許されている。このことから見て、藩政期中は宍戸家から魚糶座を免許され、運上銀を上納していたと推測される。

また、この魚市場はかつて杵島・馬島・野島などの都濃郡諸島の漁人惣代と契約を結び、その漁獲物を取り扱っていたという。島嶼部の漁民が漁獲物を持ち込む拠点的な魚市場としても機能していたと思われる。

(五) 熊毛郡

① 室積浦（江ノ浦・西ノ浜）

室積浦は、萩本藩領熊毛郡宰判に属し、港町として発展すると共に、南前（瀬戸内海地域）最大の浦石（海上石）を有する漁業拠点

であった。

同浦には六軒の個人所有の魚市場が存在し、それぞれの自宅前で魚糶を行っていたが、明治十六年（一八七三）に合併を出願して、二ヶ所に統合された。統合場所は江ノ浦（四軒）および西ノ浜（二軒）であり、いずれも近世期以来、室積浦の中でも漁人町だった地区である³。この内、江ノ浦の綿重宗一市場が安永元年（一七七二）三月、同地の益永九兵衛市場が幕末期頃、同地の河野弥吉市場が文化九年（一八一二）、西ノ浜の上杉嘉六市場が天保以前、同じく福田栄蔵市場が近世期に、それぞれ創設されており、その起源が藩政期中に遡るものがほとんどである。しかし、六軒の間屋が別々に調書を提出していながら、創設時期や沿革以外はほぼ同文であり、特に旧藩中の慣行に関してはほとんど記載がなく、この点は非常に残念である。そうした中、仕入に関する記述に注目すべきものがある。

当市場主ト漁人ト売買上ノ契約ハ、年々陰曆十二月米若干ヲ貸付、而シテ毎日仕切金ノ高五分ヲ預り置、該預り金ヲ以貸付米価ヲ償却セシム、故ニ漁人ハ他ノ市場へ販売セス、市場主ニテイテモ漁人ノ妨害ヲ為ス帆引網ヲ以捕獲ノ魚類ヲ糶売セサルノ契約ヲナセリ（傍線筆者）

傍線部の十二月に貸与する米とは、阿武郡の事例に見えた「越年米」であろう。室積浦では、売上高の五%を預かり置いて、その米価を償還させている。同浦の正規の口銭額は一〇%だが、それとは別に越年米仕入に対する引当て五%を徴収するため、引去り額は一

五%となる。ただ、この記述から見て、越年来以外の仕入（例えば漁具や漁船など）はなかったようなので、限定的な仕入に止まっていたといえるだろう。室積浦の仕入の目的は、「漁民が他の市場へ漁獲物を販売することを防止するため」と記載されており、仕入を通じた漁民や漁獲物流通の支配という性格は感じられない。先述した三田尻町魚市場が、室積浦漁民とも糶売の契約を結んでいることから見ても、漁民の側にある程度の裁量権があったのは確かである。

②平生町戎町・麻郷村戎ヶ下

平生町は平生塩田の開発にともなって一七世紀に成立した港町であり、塩の移出や塩浜用燃料等の移入港として発展した。上関宰判に属し、元来は一門大野毛利家の給領地だったが、宝暦十三年（一七六三）に蔵入地となった。しかし、平生町には浦石（海上石）が設定されていないため、藩政中には正規の浦方ではなく、漁人町や漁業集落は存在しなかった。したがって同地の戎町に存在した魚市場は、漁村内部の魚市場とは性格が異なる。

漁村の魚市場ではないのに平生町魚市場を取り上げるのは、旧藩時代以来の慣行に詳しい点と、この地域の漁獲物流通の状況がうかがえるからである。

平生町戎町魚市場の来歴や性格は、以下の史料からうかがうことができる。

御願申上候事

一私祖父八郎右衛門儀、平生御開作御築立当人家之初りより致居住、町形^②二取立旁心遣仕、地下役をも被仰付、父八郎左衛門迄無闕如堅固二相勤、祖父八郎右衛門義被為対勤功七拾ヶ年已前平生魚問屋被差免、夫已来年々御運上銀トして八拾文銭二百目相備申候（中略）、右之参り懸り二御座候処過ル未年平生村、^{（宝暦十三年）}同町共二御上地被仰付候へ共、前々より之行懸りを以、右御運上銀今以無相違差出シ申候、魚問屋之儀も諸所之漁船へ仕入銀不仕候ハ而ハ参り不申他領へ参り候故、年々春々致仕入候、其外肴買子之儀も売上二仕代物差延不申候ハ而ハ肴之尔商不宜候様二御座候、左無御座候へ者評判悪敷相成漁船参り不申故、是又仕入同前二繰延ニして貸方仕候、然処ニ御蔵入ニ相改り候而ハ御給領之節之参り懸りト御座候而も於下ニ之着難相成、万一之儀も御座候而ハ与奉存、右仕入等之儀他借を以テ貸方仕義二御座候得共丈夫難相成一両年不景氣ニ御座候、只今ニ而も前々ニ不相替仕入仕候時ハ、客船之儀も已前之通り参り込申儀二御座候条、行懸り之分ニ魚問屋無相違被仰付被遣候様ニ奉願候、左候ハ、子孫迄も有難奉遂御百姓度奉存候、尤御運上之儀も減少之御了簡被成被遣候様ニ与御願申上度奉存候へ共、乍憚御時節柄奉考御断不申上候間、暮々八十文銭式百目宛差出シ可申候条、旁之趣宜様ニ御執成之被成御沙汰可被下候、以上

明和四亥ノ

平生町

四月十日

松屋八郎右衛門

御年寄

三木庄左衛門殿

(奥書・裏書など後略、傍線筆者)

願書を提出した松屋八郎右衛門は、明治十九年(一八八六)当時の市場所有主であった松井太之輔の先祖である。この願書によれば、松井家の先祖は平生開作が築立てられた万治元年(一六五八)当初よりの住民で、地下役(庄屋年寄など)も勤める家柄であったようだ。その勤功に対して、七〇年以前に平生魚問屋を当時の給領主であった大野毛利家から免許され、運上銀として年に八十文錢二〇〇目を上納するようになったという。明和四年(一七六七)から七〇年以前とすると、およそ元禄期(一七世紀末)頃の創設ということになる。ところが、平生町は宝暦十三年(一七六三)に上地され蔵入地に編入されたため、この明和四年四月の段階で改めて上関宰判代官所に旧来通りの魚問屋の免許を出願したのである。掲載は省略したが、この願書に対して、上関代官所の木村久兵衛より、従来通りの運上銀額で魚問屋として引き続き免許するとの沙汰が裏書きされている。

願書の傍線部には、平生町魚問屋の実態を示す記載が見える。それによると、平生町の魚問屋では、諸所の漁船に仕入銀を貸与しないと、漁船が来港せず他領へ行ってしまうため、年々春に仕入を行っていた。また、肴買子(魚仲買)に対しても、代金支払いを猶

予してやらないと肴商売に不都合が生じ、結果的に市場の評判が悪くなって漁船が来なくなるため、仕入同様に代金支払いを繰り延べにして貸し付けていた。漁船に対する仕入や魚仲買に対する掛売は、周辺地域の漁民に平生町魚市場へ漁獲物を持ち込んで糶売りを行わせるための誘致策であった。これは、平生町そのものに漁人町や漁業集落が存在せず、周辺の浦島の漁獲物を集荷・販売するための都市的魚市場だったことに起因している。ちなみに、明治十九年当時の平生町魚市場の口銭額は一五%であったが、その内一%の雑費が「難洪ノ漁人ニ貸与又ハ諸入費等ニ使用」とされ、仕入の原資になっていた。

では、平生町は具体的にどの様な浦島からの漁獲物を取り扱っていたのだろうか。近世期の状況は不明だが、明治期の様子がうかがえる史料が調書には収録されている。それが明治十年(一八七七)九月に熊毛郡馬島・牛島・佐郷(佐合)島の漁人頭から、曾根村水場浦・平生町・麻郷村戎ヶ下の三ヶ所の魚問屋に提出された委任状で、各魚問屋に対して、魚糶場での魚類売捌や諸世話を依頼している。馬島・牛島・佐郷島は、いずれも平生湾沖合の島で、近世期には「端浦」として扱われていた。端浦は、正規の浦方として藩に認められず、周防御立浦と呼ばれた熊毛郡室積・室津・上関、大島郡安下・久賀の五ヶ浦から漁業について様々な制約を加えられていた⁴⁾。本来なら、最寄りの御立浦に漁獲物を持ち込んで良かったはずだが、わざわざ浦ではない平生周辺に持ち込んで売却してい

るのは、自浦の漁民の魚糶売を優先する御立浦の魚市場を敬遠したためかもしれない。端浦と平生魚市場の関係は、藩政期中から続いていたのではないかと推定される。

一方、端浦の漁獲物を引き受ける三ヶ所の魚問屋は、平生町と共に平生湾に面する海浜部に立地していた。この内、戎ヶ下市場に関しては「魚市場慣行調」に収録されているが、水場浦市場については記載がないため、明治十九年までに廃業した可能性がある。この戎ヶ下・水場浦魚市場は、平生町魚市場と密接な関係を有して設立されたものであった。その経緯がうかがえるのが、次に掲げる上関代官所からの沙汰書である。

此度魚売買之儀ニ付御詮義被仰付候処、魚問屋平生町勘兵衛・野島町弥吉両人より、平生内海之義ハ遠干潟之場所ニ而不弁理も有之訳ニ付、麻郷村ノ内戎ヶ下・水場浦右両所ニ而月十五日宛為弁理出競仕度、右ニ付魚商売仕度モノ之義ハ私共方へ罷越直売買仕候様申出候条、向後買子ノ者共、漁人共より抜買致間敷候、若亦抜売致候モノ於有之ハ、此度可被遂御吟味候事
一 漁人共取得ノ魚、問屋へ不令持参、買子ノ者へ沖売或ハ抜売等致シ候者於有之ハ、是又可被遂御吟味候事
一 問屋沖買之義被差留候事
右之通可有御沙汰候、已上

安政四巳

正月八日

山縣与一兵衛

瀬川与兵衛

(奥書後略、傍線筆者)

この安政四年(一八五七)当時、平生町内には戎町の魚問屋(松屋)の他、野島町にも魚問屋が存在していたようだが、平生内海(平生湾)が遠干潟で船付の便が悪かったため、沖合で漁民と魚仲買人が問屋を通さない魚類の売買(沖売り・抜け売り)をする不法行為が横行していた。これによって難渋した平生町の両魚問屋は、平生湾口部の麻郷村戎ヶ下(西側)・曾根村水場浦(東側)に出店⁵⁾を設け、月に一五日宛「出競(糶)」を行うことで、漁民に便宜を図り、沖売りを取り締まろうとしたのである。また、代官所がこうした沙汰書を交付して取り締まりをバックアップしているのは、平生町の魚問屋が運上銀を上納する株仲間組織だったからに他ならない。しかしながら、沖売り・抜け売りの横行は、嘉永五年(一八五二)にも代官所から取締りの沙汰が交付されているし、麻郷村戎ヶ下の吉村利平市場でも同様の記載が見えることから、容易に根絶できなかった模様である。この様子を平生町魚市場の調書では以下のように記載している。

一 廢藩已後御改正ニ相成、追々自由營業被差許、魚商・仲買之鑑札ヲ願受候者ハ勿論、小売鑑札願受之者ト雖トモ何レモ卸売同様之所業致、漁人市場ニ運搬シ来ルヘキ筈之魚毎日入港口之近傍ニ於テ引留直接ニ売買シ、其魚類直チニ魚市場設置アル町村内ニ持来リ、市場ニ付買子之者等へ直売セシメ、大ニ市場ノ妨

害ヲ成シ、夫レカ為魚市場日々衰頹ヲ極メ、目下永統之見込難
相立候事

廢藩後、領主的規制が喪失して自由営業となった結果、動揺する
魚市場の様子がうかがえる。その一方で、島内に魚市場を持たない
端浦の漁民らは、仕入に縛られることなく、自己の裁量で魚類の販
売を行うようになっており、魚問屋仕入制からの自立度が高まっ
ている様子がわかる。

(六) 玖珂郡

①柳井津町仲坂屋町

柳井津は柳井村の市町が発展して形成された港町で、岩国藩領に
属した。仲坂屋町は現在の地名では確認できないが、魚町辺りでは
なかったかと推定される。この魚市場は、窪田源右衛門と和木清吉
両名の所有であったが、その来歴は古い。窪田源右衛門の先祖であ
った讃岐屋勘兵衛が天明二年（一七八二）に岩国藩に上申した書類に
拠れば、源祖の袖兵衛（後に法躰して宗俊）が初めて魚問屋を営ん
だという。吉川広家の時代なので慶長年間（一七世紀初頭）には創
設されたと推定される。一方、和木清吉の先祖は祖生屋を名乗り、
弘化年中（一八四四～四七）に魚問屋を開業したという。幕末期に
は、仲坂屋町に讃岐屋と祖生屋という東西二ヶ所の魚問屋が存在し
ていたようだ。

この魚市場の調査には、仕入に関しては見るべき記載はないが、

嘉永四年（一八五二）十月および嘉永六年十二月の岩国藩達書が収
録されている。この内、嘉永四年の達書は、魚仲買等の出買行為に
より両軒の魚問屋が衰微したため、藩が魚問屋を通さない魚類の出
買や抜買を禁じたものである。一方、嘉永六年の達書は、讃岐屋儀
兵衛と祖生屋勇助に対し、魚問屋職に対する冥加銀として口銭の内
より二〇〇匁宛を毎年上納する事を免許したものである。問屋を通
さない魚類の直売買の横行と、それを藩の統制力に依拠して防止す
るため、冥加銀を上納するという図式は、萩藩や徳山藩の瀬戸内海
沿岸地域で見られたものと同様である。

②神代村石神

神代村は、大島瀬戸を挟んで周防大島に面し、同島への渡航地で
あったためか、近世期は大島村・遠崎村とともに大島郡に属した。
岩国藩領であった。村内には神代浦と石神浦の二つの漁業集落が
あったが、魚市場の調査が提出されているのは石神浦のみである。

この魚市場に関しても、仕入などに見るべき記載はないが、以下
の記述に注目しておきたい。

当市場ノ儀ハ、本村及地方ノ漁人トハ格別売買上ノ契約申合等
モ之ナク、本県大島郡東西安下庄村漁人トハ明治十三年三月本
村宮城源太外一名彼村へ参り、鮮魚売買ノ契約致セシ故、今以
相変ス来市ス、尤モ大島・熊毛両郡、広島沿海ノ漁人トハ契約
ハ之ナクトモ折々漁村へ参り売買上ノ申合ヲスルノミ（傍線筆

者)

ここで留意しておきたいのが、大島郡安下庄村(当時は東西に分かれていた)の漁民と鮮魚売買の契約を結んでいたという点と、大島郡・熊毛郡および広島沿海の漁民がこの地の魚市場を利用していったという点である。大島郡は、安下庄浦・久賀浦という大きな御立浦が存在し、端浦も多数存在して漁業が盛んだったにもかかわらず、明治十九年の「魚市場慣行調」では、郡役所から魚市場が「存在しない」との報告が提出されていた。また、熊毛郡でも、上関・室津という近世期の重要な御立浦の魚市場について調査が出ていない。これらの地域に共通するのは、街道や町場から遠い沖合の島嶼部に位置するという点であり、その立地上、浦に魚市場を設置しても需要に限られ、その存立が困難だったと推定される。このため、この石神浦のような本土側の魚問屋と契約あるいは持ち込みの形で鮮魚を販売していたのであろう。なお、広島漁民は、藩政期中から大島・熊毛郡海域に釣漁で盛んに入漁しており、そうした漁船が顧客であったと推定される。

③遠崎浦

遠崎浦は大島瀬戸の本土側に立地するが、周防大島への渡航地として萩藩領大島郡宰判に属していた。近世期には浦屋敷石のみが設定され、海上石を有さない特殊な浦方であったが、漁業は盛んに行われていた。

遠崎浦には前田清八および伊藤金吾の二軒の魚市場が存在したが、その創設は前田市場が明治九年(一八七六)、伊藤市場が同十三年(一八八〇)と、歴史は浅い。この内、前田清八に対して遠崎浦漁人中が魚糶場設立を依頼した際の願書から、当浦の魚問屋仕入制の特徴を見てみよう。

当浦私共漁業稼にて渡世仕、四季昼夜ノ無別天然之家業ニ而、一時安然スル期ナク、加之近年諸浦漁業他分相稼、随而代価下落仕候様有之至極歎ケ敷、然ル処是迄遠崎浦ニおゐてハ魚仲買・問屋或ハ糶売場所無之故、日々所揚候魚類銘々之働キヲ以テ広島県其外へ生魚船ヲ仕立運輸仕、其場之模様ニ依リ大ニ損失セラル事ニも至リ、第一漁業ノ時間ヲ闕キ、当浦沖相ハ別而汐時ヲ得テ漁事スル所柄ニテ、前後難法不大形、何卒御方様魚問屋職御出願被成下、私共所得之魚類御売捌被下候へハ、自然漁事弥増相稼、随而地下中之潤色ハ勿論、緒縄藁仕事等家子共ニ至ル迄相働キ、漁人一統往々仕合ニも可相成、就而ハ漁魚他県へ持運ひ其県へ御税金相備候様相成候テモ不相濟、兼而御成規も有之事ニ付於私共も御規則相守り収税仕度存念も有之、且近傍大島其外柳井ハ勿論糶場之設置候義ハ篤承知仕候へとも、其所々エ持越候テモ其所之得魚糶濟不申内ハ他村ノ魚へ取懸り不申事も有之、却而生魚船ヲ以テ他県へ持越候ヨリモ時間ヲ費シ候様有之旁難法仕候、不其上寒中雪天明暮等ハ自然暴風ニテ漁業不相成候節ハ、越年米等借用仕、翌春ニ至り御差替引被下度、且

又漁具修補金時々仕入相願候事も可有之、旁漁人為御育養迅速魚問屋御出願被成下、得魚御売捌被成下度、此段私共惣代として挙而及御依願候証書如件

明治八年十二月十日

漁人惣代 佐川辰之助外四名

前田清八殿

(傍線筆者)

これによれば、この明治八年（一八七五）当時まで遠崎浦には魚仲買や魚問屋、魚糶場が存在していなかったとされる。このため、遠崎浦漁民は、「生魚船」を仕立てて広島県などの需要地へ鮮魚を輸送し、売却せねばならなかった。生魚船とは「生簀船」を指す。ただ、輸送の手間がかかり漁業の時間を削られ、相場次第では損失を蒙る事も多く難渋していた。特に遠崎浦の漁業は、大島瀬戸での鯛釣などが中心であったため、鮮魚輸送のために潮時を逸してしまうのは辛かったようだ。また、遠崎浦で捕獲した漁獲物であっても、広島県などの他県で販売した場合はその県に税金が上納され、山口県には入ってこない点も懸念されている。さらに、遠崎浦近傍には大島浦や柳井津に魚市場が存在するが、そこへ持ち込んでも自浦漁民の魚糶が優先され、遠崎浦の魚は後回しにされてしまうため、かえって他県へ売却するよりも時間を費やすことが少なくなかった。

こうした諸事情のため、遠崎浦漁人中は相談の上、前田清八に対して遠崎浦で魚問屋を開業し、糶売を行って欲しいと強く懇願したのである。また、魚問屋開業に際しては、傍線部のように「越年米」や「漁具修補金」の仕入についても要望している。これを受けて開

業した前田清八市場では、漁民の要望通り仕入も実施し、魚代銀の清算に際し「漁者人別魚代と仕入貸金を差引仕詰払渡」すことになっていた。ただし、旧慣に関する記述に「市場設立無之已前ヨリ地下魚人ハ折々漁具仕入貸」とあることから、以前より前田清八は漁民に対する仕入貸を実施する魚問屋に類似した立場にあったことがうかがえる。仕入の原資は、市場資本金二〇〇円の内八五円が充てられ、残りの一一五円は買子中への貸金（売掛金）であった。

遠崎浦魚市場の口銭額は一二・五%だが、その内の三%が市場税、一%が商估戻し金、五%が「市場維持ノ手当金トして年々積金」、八%が「生簀船修補・使夫給料及諸雑費ヲ引、所有主ノ利益金ニ当ル」に充てられており、仕入貸金の償還はこれとは別に魚売上代金から徴収していたようだ。生簀船修補とあるのは、「当村沖合之儀ハ夏季悪汐ニテ船中魚難生キ、依テ得魚一夜生活ノタメ生簀船ヲ人別へ貸与来ル」と記載される船で、魚問屋が所有し漁民に貸与していたものだった。これも一種の仕入と見なせるだろう。一二・五%の口銭に加えて仕入貸金の償還を行っていたとすれば、二〇%に近い引去り率となり、瀬戸内海地域では高率の部類に属す。

(七) 大島郡の魚問屋仕入制度と「商主」

「魚市場慣行調」には、大島郡からの調書は全く収録されておらず、代わりに大島郡役所から「本郡内ニハ魚市場現行業務無之」とする上申書のみが収録されている。この上申書によれば、元治元年

(一八六四)頃に小松開作村に魚市場が創設されていたが、明治十三、四年頃に廃業し、今は大島郡に全く魚市場が存在しないことが報告されている。

藩政期中の大島郡は、周防御立浦であった安下浦・久賀浦が存在し、それ以外に多数の端浦もあって漁業の盛んな地域であり、近代に入ってもその状況に変わりはなかった。にもかかわらず、魚市場が存在しなかったのはなぜであろうか。実はこの点こそ、魚市場や魚糶場とは異なる別の魚問屋仕入制度が大島郡に存在していた可能性を示唆している。それが「商主」と呼ばれるものである。商主に関しては、古くは宮本常一^⑥によってその存在が広く知られ、近年では伊藤彰^⑦による研究でも分析されているが、その概要は以下の通りである。

商主とは、漁民に対して仕入前貸しを行い、その見返りに漁獲物を独占的に買い取る魚問屋である。仕入は漁具から飯米まで漁民の生活全般におよび、商主と漁民の関係は親方―子方の様なものであったという。また、漁獲物買い上げの際には、代金の一部を引去って仕入の償還に充て、残金を漁民に支払った。漁民の捕獲した魚類は、他所売りは一切認められず、それを独占的に買い上げた商主自らが上方や広島方面の需要地に運搬して売却した。一見すると、引船制度に酷似しているが、大きな違いは、糶売場を提供するのではなく、問屋自らが漁獲物を買って需要地に転売していた点である。このためか、宮本常一は商主を魚仲買人とみなしているが、そ

の実態は魚問屋仕入制度の一形態であったと考えられる。大島郡において、この形態で漁獲物を換金化するのが主流であったとするならば、「魚市場慣行調」に調査が提出されていない理由も納得できる。

伊藤彰の研究によれば、商主は大島郡だけでなく玖珂郡柱島にも存在していたという。また、芸州広島藩領倉橋島の「活魚主」も商主として知られ^⑧、予州宇和島藩でも「生魚主(シヨウウヌシ)」と呼ばれる活魚問屋が存在していた^⑨から、その分布は少なくとも芸予防三ヶ国一帯の海域に広がっていたようだ。

ただし、大島郡地域における商主に関する近世期の史料は非常に乏しく、その実態には不明な点も多い。享保十八年(一七三三)七月に大島郡平郡島から提出された願書には、「自国網鰯獵仕候而も、商主と申元銀仕出之者有之」^⑩との記述があり、享保期にはその存在が確認できる。この場合の「自国網」とは、萩藩領内から平郡島に入漁してくる網という意味だが、より具体的には大島郡安下浦の「鰯網を指している。また、商主の仕入を受けた鰯網は、それを干鰯に加工しても平郡島の地下に一切売ってくれないとの記述がこの後に続くので、他所売り禁止が裏付けられると共に、商主が網主として鰯網や干鰯加工にまで関与していた状況もうかがえる。

商主は『東和町誌』^⑪によれば「活簀業者」とも呼ばれていた。これは、漁獲物の買い上げが、商主の活簀(生簀)を通じて行われたからであるという。芸州倉橋島の商主も同様の手法を用いており^⑫、集荷した鮮魚は生簀船で遠く上方方面にまで輸送され売却

された。この生簀に着目して「魚市場慣行調」の記事に戻れば、先述した玖珂郡遠崎浦の前田清八の魚市場が目目される。同魚市場では、漁民に生簀船を貸与したり、広島方面へ生簀船で鮮魚を運搬して販売する記述が見られ、なおかつ市場開設以前から仕入を実施していたとの記載もあった。こうした点を鑑みるに、前田は元来は商主であった可能性が高いと思われる。また、熊毛郡麻郷村戎ヶ下魚市場では、「商估が漁人や魚生簀商と直接売買して難渋する」との記述が見られたが、この場合の魚生簀商とは商主を指すものと推定される。麻郷村の位置関係から見て、大島郡の商主とは考えにくい。ため、熊毛郡上関・室津の商主であったかもしれない。なぜならこの両浦は、周防御立浦であったにもかかわらず、大島郡の御立浦同様、魚市場の調書が提出されていないからである。

大島郡諸浦および上関浦は、本土に遠い沖合の島嶼部に立地するという共通の立地条件を有していた。室津浦もまた、室津半島の突端に位置するため、対岸の上関浦と立地条件に大差はない。そして、これらの諸浦に共通するのが、その後背地の狭さや需要地との距離の遠さであった。そこに仮に魚市場を設置しても、買い手を十分に集めることができず、その存立は困難だったであろう。干鯛等に加工すれば、廻船相手の販売も可能であったが、鮮魚販売の場合は、魚市場の形態には適さない地域だったといえる。この結果、この地域における魚問屋仕入制は、商主の形態を主として発展していったと考えられる。

商主に関しては、史料に乏しく、ほとんど推測の域を出ないのだが、同じ瀬戸内海地域でありながら、漁獲物流通に対する立地条件の相違が、魚問屋仕入制度に別の展開をもたらしていたのではないかと、という見通しを提示しておきたい。

六、総括く瀬戸内海地域の魚問屋の特徴と地域類型

以上、「魚市場慣行調」の調書をもとに、瀬戸内海地域の主要な魚市場・魚問屋制度を取り上げてきたが、最後にその特徴について、前半に見た日本海地域の事例と比較しながらまとめておこう。

瀬戸内地域の最大の特徴は、魚問屋・魚市場に対する漁民の自立度の高さである。

これを象徴するのが、仕入の在り方である。瀬戸内海地域でも魚問屋・魚市場による仕入の存在が各地で確認され、漁業の再生産維持において一定程度の存在意義を有していたことは明らかである。仕入が困窮漁民救済の目的で実施されたり、無利子で前貸しされていた事例が散見される点は、日本海地域とも共通する性格を有している。しかし、日本海地域では、引船制度に象徴されるように、漁業に必要な経費は、漁具・餌代・飯米（越年米）・漁船など全面的に魚問屋による仕入が行われていたのに対し、瀬戸内海地域では、漁具や飯米など使途が限定的であった。特に日本海地域で見られた漁船新造に対する仕入は一切検出されなかった。こうした点を鑑み

れば、瀬戸内海地域の漁民は、魚問屋による仕入に全面的に依存せねばならないような状況になかったことがうかがえる。瀬戸内海地域の仕入は、「問屋ヨリ資本金貸付之漁人ハ、他問屋又ハ魚商之者ニ而モ魚類売尾モ直売直買等ハ一切仕間敷様契約仕候」(阿知須浦)という記述に象徴されるように、どちらかといえば漁民を自己の魚市場に引き付けるための手段としての性格が強く、漁民と魚問屋・魚市場との関係は、相対的な契約関係に止まっていたと思われる。日本海地域における絶対的な親方―子方関係とは異なる、緩やかな魚問屋仕入制であったといえるだろう。

こうした緩やかな魚問屋仕入制と表裏の関係をなす特徴が、瀬戸内海地域における漁民の沖売り・直売り・抜け売りの横行である。これは、仕入を受けている漁民が、漁獲物を魚問屋・魚市場を通さずに魚仲買や魚小売商らに直接売却する行為であり、魚問屋仕入制度を根幹から動揺させるものであった。瀬戸内海地域では、こうした事象が一部地域ですでに藩政期中に確認され、明治期に入ってから各郡で広範に見られるようになって問題視されていた。中には吉敷郡秋穂浦のように、この沖売り・抜け売りの弊害から、仕入自体が廃止された浦も存在した。一方、日本海地域では同様の事象は調書からほとんど確認できないため、瀬戸内海地域特有の現象と考えられる。これもまた、瀬戸内海漁民の、魚問屋・魚市場およびその仕入に対する自立度の高さを象徴するものといえよう。

これに関連して注目されるのが、瀬戸内海地域に広範に確認され

る魚問屋株・魚糶座株といった株仲間制度である。この藩政期中の旧慣は、魚問屋や魚糶場が、藩や給領主に対して高額の運上銀・冥加銀を上納する見返りに、漁獲物の独占的販売権を公許されたものである。日本海地域でも魚問屋株自体は存在するが、領主への運上銀上納の見返りに設定されるというよりは、共同体内部の規制で維持されている場合が多いので、瀬戸内海地域の魚市場の株仲間組織とは異なる。なぜ瀬戸内海地域では、こうした魚問屋株・魚糶座株制度が広範に存在していたのか。その要因の一つとして指摘できるのが、瀬戸内海地域で藩政期中にすでに出現していた漁民の沖売り・抜け売りの横行である。これに対して魚問屋・魚糶場は、運上銀・冥加銀上納と引き換えに、領主権力の強制力による取締りに依存しながら、独占的販売権の維持を図らざるをえなかった。その意味で、魚問屋株・魚糶場株制度の広範な存在もまた、瀬戸内海地域の漁民の自立度の高さを反映するものだったといえる。

魚問屋・魚市場の重要な機能の一つに、魚代金の決済機能、すなわち漁民への安定的な代金支払いがあったが、その際の魚市場と商估(魚仲買)との関係でも、日本海と瀬戸内海では地域差が存在していた。日本海地域は、商估の魚代銀支払いは即日現金決済が多かったのに対し、瀬戸内海地域では掛売(後日払い)の契約が多数を占めていた。このため瀬戸内海地域の魚市場では、商估に対する売掛金の貸付が嵩み、一方で商估の未納金を立て替えて漁民に支払う必要から、その経営を圧迫される事例が多く見られた。この違いもま

た、魚市場に対する漁民の自立度を反映している。漁民が魚売却先を選択可能だった瀬戸内海地域の場合、商估が多数参集することが、漁民を自己の魚市場に誘引するための重要な要素であった。日本海地域のように即金決済を強いて、未納金の多い商估の参加を拒否するような制度をとってしまつと、参集する商估の数が減少し、却つて漁民もその魚市場に漁獲物を持ち込まなくなる。したがつて、より多くの商估を呼び込むため、戻し金の割合を増やしたり、掛売を容認して商估への貸付も増加せざるを得ないのが瀬戸内海地域の魚市場の実情だった。魚問屋・魚市場と漁民の関係が固定されていた日本海地域ではあまり見られなかつた商估への優遇策が、瀬戸内海地域で多数確認されるのはこのためである。

では、瀬戸内海地域の漁民の自立度が高かつたのはなぜであろうか。その理由の一つとして考えられるのが、この地域の漁業技術の高さである。瀬戸内海地域では、近世初期頃から上方漁民が多数入漁し、先進的漁業技術の伝播・普及が見られた。その蓄積が漁獲物の増大をもたらし、漁民の自立経営を可能にした一因でもあつたろう。しかし、何よりも大きな要因は、日本海と瀬戸内海という二つの地域における商品経済の発展の度合いに求めるのが妥当であろう。一般に防長地域では、山陽道が東西を縦貫し、瀬戸内海海運の発展が見られた瀬戸内海地域の方が、日本海地域に比して商品経済の発展が著しかったといわれる。岩国・徳山・長府などの城下町に加え、宮市・三田尻・山口などの町方、下関・室積・柳井などの港

町のほか、宿場町や在町、塩田地帯などを多数擁する瀬戸内海地域は、周辺諸村も含めて鮮魚類の大きな需要地であった。このため漁民は、多様な販路を持つことが可能であり、売却先を自らの意思で選択できる立場にあつた。その販路は、防長両国内に限られず、場合によっては豊前国や安芸国方面にまで及んでいたことは先述したとおりである。この結果、漁民の多くが時代と共に次第に自浦の魚問屋・魚市場に対する依存度を低下させていったものと考えられる。

この点は、魚市場や販路の乏しかつた日本海地域との決定的な相違点であろう。これをもう少し踏み込んでまとめれば、商品経済の発展が遅れていた日本海地域の魚問屋仕入制は、浦方共同体の規制力が色濃く残存し、どちらかといえば古い時代の原初的形態をとどめていた。一方、瀬戸内海地域では、商品経済の発展が共同体規制を後退させ、魚問屋仕入制が動揺・解体過程に向かいつつある新たな段階にあつた、といえるのではないだろうか。

以上の「魚市場慣行調」の分析を通じて、引船制度に象徴されるような問屋と漁民の関係が強固な魚問屋仕入制を日本海類型、漁民の自立度が高く問屋との関係が緩やかな魚問屋仕入制を瀬戸内海類型として、おおまかに海域別の特徴は把握できたと考えるが、残された課題も多い。特に、本研究のもう一つの目的であつた漁村の内部構造に関しては、瀬戸内海地域について未解明の部分が多い。例えば、日本海地域で魚問屋が果たしていた漁民の年貢・諸懸の徴収機能は、瀬戸内海地域ではどうなつていたのか。あるいは、漁民の

発言力が増大する瀬戸内海地域の浦方社会において、魚問屋の地位や地域運営の在り方はどの様に変貌していったのか。また、これは両海域に共通する問題だが、釣漁や網漁といった漁法の違いは魚問屋仕入制をどの様に規定していたのか、中でも網主と魚問屋の関係はどうなっていたのか、という点も明らかにできていない。こうした点は、明治期の県の調査である「魚市場慣行調」だけでは十分にとらえる事ができないため、筆者がかつて行った江崎浦や埴生浦の研究のように、個別の浦方の事例をもっと掘り下げて研究を進めていく必要を痛感している。

また、防長地域（山口県地域）に限っては、二つの海域の魚問屋仕入制の種類や相違点を大まかに明らかにできた一方で、それがどの程度、他地域に敷衍できる現象であったのか、という点についても、今後の検討課題として残されている。山陰や山陽、四国、九州など近隣諸地域の魚問屋制度との比較が必要であろう。

その意味で注目されるのが、魚問屋仕入制度の第三の種類として想定した商主制度である。先述のように、商主制度は、芸州広島藩領や伊予宇和島藩領にも確認され、少なくとも芸予防三ヶ国一帯の海域に存在していた。本稿では、周防国大島郡などの沖合島嶼部地域に魚市場が存在しないことから、代わりに商主制度が展開していた可能性を論じたが、これは多分に推論の域を出ないものである。ただ、芸州倉橋島の事例からもうかがえるように、魚市場・魚糶場という漁獲物売買の「場」を提供する形態とは別類型の、いわば魚

商的な魚問屋仕入制が近世期に存在していたことは確実であり、今後の分析でも注目していく必要を感じている¹³⁾。周防国大島郡一帯における商主制に関しては、特に近世期の実態解明が進んでいないが、今後は漁民と商主の関係などに着目¹⁴⁾しながら、史料の発掘と研究の深化に努めていきたい。

【注】

- (1) 拙稿「厚狭郡埴生浦における魚糶場と仕入」長門国瀬戸内海沿岸地域における魚市場の一形態」(『やまぐち学の構築』第八号、二〇一二年)。
- (2) 「魚糶場規則」の公布は、明治六年とする記述と七年とする記述が混在している。ここでは丸尾崎魚市場の調書の記載によった。
- (3) 拙稿「室積浦と佐郷島の事例に見る立浦・端浦制度の実態」(『やまぐち学の構築』第六号、二〇一〇年) 参照。
- (4) 拙稿「萩藩瀬戸内海地域における立浦・端浦制度の成立と特徴」(『やまぐち学の構築』第五号、二〇〇九年) 参照。
- (5) 「魚市場慣行調」によれば、この出店は一年ほどで廃止となったため、麻郷村戎ヶ下では、同村の年寄であった吉村利平が明治元年(一八六八)八月に改めて魚市場を創設している。
- (6) 宮本常一『瀬戸内海の研究』(未来社、一九六五年)六一六頁。

- (7) 伊藤彰「長門江崎浦中野清巳談話(二)」(梅光女学院大学「地域文化研究」一四号、一九九九年)。
- (8) 『新修広島市史』第三卷社会経済編(一九五九年)など。
- (9) 明治二七年(一八九四)「(水産)例規」第一冊宇和島藩(愛媛県立図書館所蔵・愛媛県行政史料)。本史料は愛媛県における旧藩時漁政調書である。
- (10) 平郡島・浅海家文書A四一(柳井市立図書館所蔵)。詳細は拙稿「平郡島における舸子役と漁業権」(『やまぐち学の構築』第七号、二〇一一年)に収録。
- (11) 『東和町誌』各論編第三卷「漁業誌」(森本孝、一九八六年)。
- (12) 『新修広島市史』七巻資料編二(一九六〇年)所収の寛政十一年(一七九九)「生魚問屋連名嘆願書」(二九九～三〇二頁)および「倉橋町史・資料編Ⅲ」(一九九一年)所収の明治十九年(一八八六)「活魚主業慣行届」(三二五～三三〇頁)。
- (13) 例えば、豊浦郡矢玉浦の引船問屋であった村屋内田家の場合、矢玉浦で配下の引船漁民を対象に魚市場を経営する一方、自ら手船を所有して大坂の雑喉場・靱魚市場や尾道魚市場に漁獲物を輸送し販売するなどの魚商行為も手がけていた(拙稿「防長の浦方と漁業」、『山口県史・史料編・近世四』解説、五六～五八頁、二〇〇八年)。これなどは、魚市場と商主の二つの魚問屋形態を兼ね合わせた経営であり、おそらくは漁獲物市場の限られた日本海地域の限界を克服するための展開ではなかったか

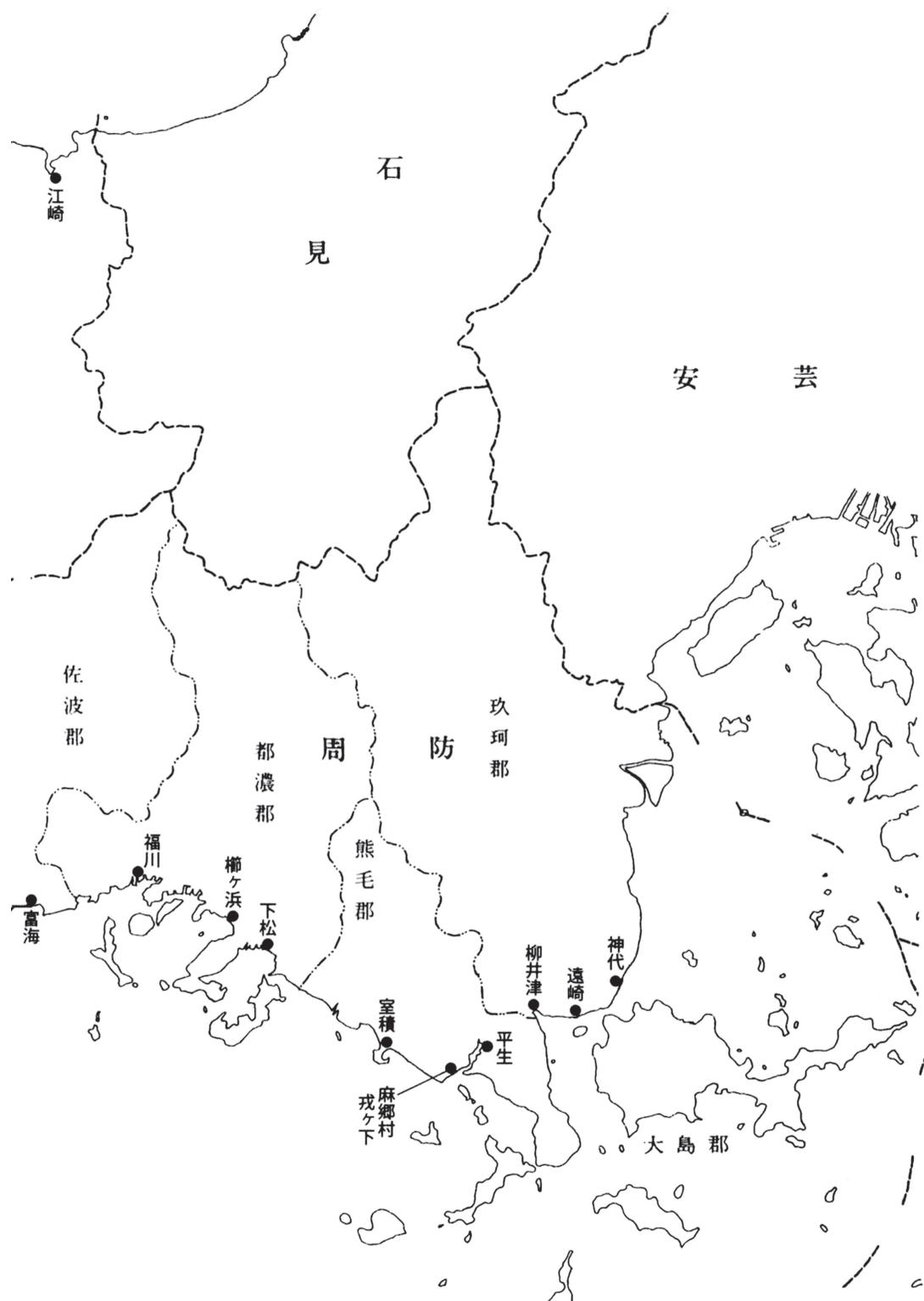
と推測される。

- (14) 伊藤彰前掲論文によれば、山口県下大島郡の商主慣行が「沖売り」によって動揺するようになるのは大正時代になってからであるという。一方、広島藩倉橋島の商主の事例では、寛政十一年(一七九九)にすでに配下の漁船による「沖合直買」が問題になっていいる(前掲・新修広島市史資料編)。同じ島嶼部でも、広島城下という巨大な市場を控える倉橋島の漁民の方が、商主からの相対的自立度を強めていた様子がうかがえる。

【付記】

本稿の前半部分は『やまぐち学の構築』第九号(二〇一三年)に掲載した。

本稿は平成二二～二四年度科学研究費補助金・基盤研究(C)「仕入と魚市場を指標に見る近世漁村の内部構造と地域類型に関する研究」(研究代表者・木部和昭、課題番号二二五二〇六七四)の研究成果の一部である。



付図 本稿で取り上げた魚市場の所在地



仕入の有無	明治17年分 上り高(円)	その他
記載なし	204.616	
記載なし	2731.400	藩政期の魚糶座株、給領主の吉敷毛利家へ運上銭3貫目を上納。
記載なし	6067.833	
記載なし	682.072	
記載なし	9.017	
浦方資本金として漁船1艘に付金2円を仕入	2313.000	詳細は拙稿「厚狭郡殖生浦における魚糶場と仕入」を参照

仕入の有無	明治17年分 上り高(円)	その他
記載なし	5254.133	
かつては仕入を実施するが、この当時は廃止。	1292.430	・宝暦10年に給領主井原氏より竹島屋源六(有富)に免許。御利徳銀80文銭100目を上納。 ・米倉の市場と交代営業(月の前半を有富、後半を米倉が営業)。 ・漁民の直売などで仕入を廃止した経緯を記載。
かつては仕入を実施するが、この当時は廃止。	780.583	・有富の市場と交代営業(月の前半を有富、後半を米倉が営業)。 ・仕入廃止の経緯を記載。
	1670.909	
	1761.166	
記載なし	289.532	
記載なし	1429.236	
明治15年までは「漁民非常手当金」1%を徴収していたが、その後廃止される。「漁人仕入金貸帳」あり。	2960.391	・明治7年以前の口銭は6%だったが、県の規定で10%にすると漁民が難渋するため、9%と定め、後に7.5%に引き下げた経緯を記載。 ・漁民の市場を通さない直接販売が問題視される。
記載なし	90.000	
記載なし	287.456	
「該問屋ヨリ資本金貸付之漁人ハ他問屋又ハ魚商之者ニ而モ魚類売尾モ直売直買等ハ一切仕間敷様契約」(明治11年)、「漁人貸金帳」あり。	3707.835	漁人の直売買・抜売が問題になる。
「漁夫貸金帳」あり(其困難者江漁具其他修繕之節貸与シタル分ヲ記入ニ供ス)。	2306.271	・明治6年までは口銭6%だったが、県の布達を受けて漁民と協議して口銭を設定。 ・文化11年より天保7年まで、給領主の右田毛利家へ毎年、魚糶座株運上銀80文銭1貫100目を上納。天保7年よりは「漁夫成立之使用ニ供ス仕組銀」として年々500目も併せて上納。慶応2～3年の運上銀は藩札3貫目、明治元年よりは藩札9貫500目と仕組銀500目の計10貫目を上納。
漁人に身分相応の資本金を貸付ける。その用途は時々の漁具仕入金・喰料等であり、貸金は無利子で行う。「漁人貸付帳」あり。「魚商・漁人の者へ多分の貸付金がある」ことに起因して請負金額や運上銀の負担が重い(幕末～明治初期)。	7000.000	・明治3年以前の口銭は5%、3年より御改革のため6%になり、6年の山口県布達で10%となったが、実際には明治18年までは8%の口銭を徴収。19年正月よりさらに減額して7.1%になる。 ・慶応元年正月、本来の魚糶座株所有主である三井庄兵衛より高杉久之助が10年間、年藩札1貫400目と金10両(札銀750匁)で営業を請け負う。明治2年に給領主福原家が魚糶座株を買い上げたため、高杉は藩札6貫500目を福原家に請負金として上納する事になる。さらに、その株の払い下げのために藩札65貫目を支払う。 ・明治3年11月頃には運上として藩札10貫目を上納するよう郡用局より指令あり。 ・漁人の直売買の悪弊を指摘。
漁人に身分相応の資本金を貸付ける。その用途は時々の漁具仕入金・喰料等であり、貸金は無利子で行う。帳簿なし。	400.000	

別表4 明治19年「魚市場慣行調」厚狹郡摘要

郡	所在地	市場主・総代人	創設年月	口銭（魚売上高に対する引去額）	口銭内訳
厚狹郡	宇部村草江	藤田繁之丞	明治12年7月	10%	
	西須恵村刈屋	磯部浦助ほか15名	天明8年	10%	木戸刈屋浦漁人は口銭5%か
	藤曲村居能浦	中村直輔ほか3名	文政末～天保初年	10%	明治10年に6%に引き下げ→3%納税、1%公立学費・浦方経費、2%市場主手数料
	東須恵村妻崎	伊藤勝右衛門	不詳（藩政期か）	8%	
	西高泊村後潟	松原良介	明治15年8月	10%	
	埴生村埴生浦	八島藤輔	化政期頃	10%	2%波戸負債弁償金、3.3%税金 1.2%浦方立戻金、3.5%営業者利益

別表5 明治19年「魚市場慣行調」吉敷郡摘要

郡	所在地	市場主・総代人	創設年月	口銭（魚売上高に対する引去額）	口銭内訳
吉敷郡	下郷村小郡	嶋本竹蔵	明治17年1月	10%	商估に1%の戻し金
	秋穂東本郷村秋穂浦	有富源兵衛	宝暦10年12月	9%	3%税金、6%口銭（手数料）
	秋穂東本郷村秋穂浦	米倉民十良	享保5年8月	9%	有富市場と同じと推定
	秋穂東本郷村大海浦	榊村又三郎	明治11年8月	記載なし	
	秋穂東本郷村大海浦	小川太作	明治16年3月	記載なし	
	秋穂西本郷村黒潟	村岡治郎	明治14年6月	10%	3%税金、7%口銭
	佐山村新地	河村平左衛門	明治12年8月	10%	
	東岐波村丸尾崎	部坂新兵衛 古谷帳左衛門	天保8年正月	7.5%	3%税金、3.5%市場主労力費 0.6%糶座諸費、0.4%中使労力費
	江崎村龍神崎	岩崎国蔵	明治14年3月	10%	0.6%商估戻し金
	嘉川村嘉川前	小池吉太郎	明治17年4月	10%	
	井関村阿知須浦東	林泰二郎 松岡節之助	明治11年8月	8%	3%税金、0.4%鍵取（糶売人） 0.2%漁人立戻金
	井関村阿知須浦	武重柳吉 田中清之進	天明5年	8%	3%税金、3.5%問屋 0.6%諸雑用、0.4%中使労力費 0.5%市場減税分漁夫中へ立下し
	西岐波村床波浦	高杉久之助	寛政12年	7.1%	3%税金、4.1%市場主得金
	西岐波村床波浦	西村文之進	明治12年3月	8%	3%税金、5%市場主利益

仕入の有無	明治17年分 上り高(円)	その他
口銭の一部(4.5%)が漁人貸に充てられる。 帳簿に「漁人貸金仕詰帳」あり。	25510.202	・商估割り戻しは明治6年以来6%だったが、明治11年に新田村に新魚市場が創出された為、2%に引き下げられた。 ・富海、向ヶ島、野島。中ノ浦、馬島、福川、串ヶ浜、室積、牛島、姫島、徳浪、次雲の漁人と魚糶場の約定証書を交わす(明治8年7月)。
口銭の一部(4%)が漁人貸金に充てられる。	7191.534	
記載なし	2768.799	
記載なし	4205.272	田島村字中ノ関・中ノ浦・向島字郷ヶ崎・小田・富海の5ヶ所漁人の魚を先売り。
記載なし	1418.075	田島村字中ノ関・中ノ浦・向島字郷ヶ崎・小田・富海の5ヶ所漁人の魚を先売り。
記載なし	971.679	
記載なし	985.844	・魚商の未払金貸込みが約2%を占める。
記載なし	1644.300	・魚商の未払金貸込みが約2%を占める。 ・富海、田島、向島、中ノ浦漁民は優先して糶にかける。 ・万延元年11月、田中屋紋左衛門が地下魚市場を免許され、運上銀80文銭300目を藩に上納し、口銭の内1%を町立銀として町役所に納入する。

仕入の有無	明治17年分 上り高(円)	その他
旧盆暮の両度に仕入金として一円五十銭位の金額を漁人へ貸与、毎糶々上金の十分の一を前貸へ当て引き去り算用す	2813.935	
旧盆暮の両度に仕入金として一円五十銭位の金額を漁人へ貸与、毎糶々上金の十分の一を前貸へ当て引き去り算用す	4051.009	
毎年旧の盆暮の両度に仕入金として五十銭より一円位の高額を漁人へ貸与へ、其后盆暮の間捕漁糶上金の多分有之時、前貸与たる金額を引去り残金を渡す事に契約す	2233.023	
記載なし	756.063	
地下魚人エハ旧七月・同十二月年両度仕入金トシテ相当ノ前貸ヲナシ、売上高金一割引ニシテ払込ノ契約	3602.681	・漁人へ漁具ノ仕込ヲ充分ニシ捕漁ノ業ヲ盛大ナラシメ、魚類ノ沢山ヲ要シ候事。 ・藩政期中から魚糶場を経営。 ・明治4年に一年に藩札10貫目宛を納税して永代の株筋を民事局から免許される。 ・都濃郡裕島・馬島・野島等の漁人惣代と依頼書を取換、魚類持出居候。
先方に扱ては仕入金として前金を貸渡、仕切金之内を以て幾分か追々請方之事	3354.142	
記載なし	3690.049	
漁人へ漁具ノ仕込ヲ充分ニシ捕漁ノ業ヲ盛大ナラシメ、魚類ノ沢山ヲ要シ候事	-	
記載なし	2499.222	
記載なし	12342.951	
記載なし	7006.682	・同盟加入者によって設立。 ・近来、市場を経ずに直に大漁人から直買する商估が増えてきた。
記載なし	919.049	
記載なし	300.195	

別表6 明治19年「魚市場慣行調」佐波郡摘要

郡	所在地	市場主・総代人	創設年月	口銭（魚売上高に対する引去額）	口銭内訳
佐波郡	三田尻福聚町	安村・熊谷・内田	元禄年中	10%	3%税金、0.5%町村費、2%商估へ戻し金 4.5%市場諸費・漁商払不足・漁人貸・益金
	新田村庚午新町	矢田一亀	明治11年8月	10%	3%税金、3%商估へ歩戻金 4%諸入費・漁商払不足・漁人貸金を支出し残額が市場主益金
	新田村問屋口	小泉貞吉	慶応元年	10%	2%商估へ歩戻金 8%税金・営業割町村費其他雑費に充てる
	田島村中ノ関字沖	木原吉五郎	明治13年2月	10%	2%商估へ歩戻金
	田島村中ノ浦	内田好五郎	明治11年8月	10%	2%商估へ歩戻金
	西浦小茅	中村新輔	不詳	10%	2%商估へ歩戻金
	江泊村末田	三宅文吉	文化4年	10%	3%税金、2%諸費、5%利益
	富海村浦開作	石川藤一郎 清水喜作	宝暦5年	10%	3%税金、2.1%諸費、4.9%利益 (1%町立銀、1%仲買へ：万延元年)

別表7 明治19年「魚市場慣行調」都濃郡摘要

郡	所在地	市場主・総代人	創設年月	口銭（魚売上高に対する引去額）	口銭内訳
都濃郡	西豊井村浦町	中村米三	文化4年8月	7%	口銭とは別に仕入引当10%を徴収
	西豊井村新町	下瀬伝兵衛	文化4年8月	7%	口銭とは別に仕入引当10%を徴収
	東豊井村松ヶ崎	松嶋まさ	明治15年7月	7%	
	末武下村西市	白倉三治郎	明治10年11月	10%	
	櫛ヶ浜村磯町	村井金作	明治2年11月	10%	口銭とは別に仕入引当10%を徴収
	櫛ヶ浜村東磯町	岸田勝之助	明治12年8月	10%	
	櫛ヶ浜村磯町	浜田耕作	明治8年8月	10%	
	栗屋村二葉開作	温石為造	明治18年4月	10%	
	徳山村東浜崎	唐津音熊	明治15年9月	10%	
	福川村西中町	椎木嘉吉	明治14年5月	10%	
	福川村西浜	富嶋安太郎	明治14年5月	10%	
	福川村東中町	田中音吉	明治14年5月	10%	3%税金、7%維持費
戸田村四郎谷	松本弥五郎	明治12年8月	記載なし		

仕入の有無	明治17年分 上り高(円)	その他
記載なし	155.182	
1%の雑費は「難渋ノ漁人ニ貸与又ハ諸入費等ニ使用」	860.617	・馬島・佐合島・牛島の漁人頭からの魚問屋依頼の委任状あり(明治13年9月)。 ・商估が漁人・魚生賣商と直接売買して難渋するという記述あり。 ・明治4年9月、魚問屋免許の冥加として年々銀500目を麻郷村地下小貫に上納してきたのに加えて、勘場にも200目を上納したいと出願。
1%の雑費は「難渋ノ漁人ニ貸与又ハ諸入費等ニ使用」	279.350	
1%の雑費は「難渋ノ漁人ニ貸与又ハ諸入費等ニ使用」。 平生町松屋八郎右衛門願書(明治4年4月)に「諸所之漁船へ仕入銀不仕候ハ而ハ参り不申他領へ参り候故年々春々致仕入候」との記載あり。	1897.221	・馬島・佐合島・牛島の漁人頭からの魚問屋依頼の委任状あり(明治10年9月)。 ・明治4年4月、大野毛利家給領時代から毎年上納してきた魚問屋運上銀80文銭200目を、蔵入地になっても勘場の上納したいと出願。 ・沖合における魚仲買と漁人の直売買が幕末以来問題となっていた模様(嘉永5年・安政4年の上関代官所沙汰書あり)。
漁人と「年々陰曆十二月米若干ヲ貸付、而シテ毎日仕切金ノ高五分ヲ預リ置、該預リ金ヲ以貸付米価ヲ償却セシム」という契約あり。	2181.870	室積浦魚市場は、明治16年に東(江ノ浦)西(西ノ浜)二ヶ所に合併される。
同上	1424.871	同上
同上	471.732	同上
同上	2953.952	同上
同上	518.812	同上
同上	649.600	同上
記載なし	220.933	浦ではなく「地方」の市場
記載なし	157.253	

仕入の有無	明治17年分 上り高(円)	その他
漁人に貸金を為し捕魚を他の市場に出さざるの契約	816.684	
記載なし	2500.410	・嘉永6年12月、岩国藩達(魚問屋職に対する冥加として口銭の内より200匁宛を上納)
記載なし		・漁人が市場開設を希望(但し、この当時は休業中)
記載なし	2616.703	
記載なし	644.000	・大島郡東西・安下庄村漁人と鮮魚売買の契約あり。
明治8年の漁民との契約「漁具本手金トシテ百円貸方致、追々返納之約定有」	489.973	
明治8年の漁人中よりの願書に「越年米」「漁具修甫金」の仕入依頼あり。	626.278	・市場設立以前より「地下漁人へ折々漁具仕入貸」 ・生賣船を人別貸与
前田清八市場に同じ	651.672	

別表8 明治19年「魚市場慣行調」熊本郡摘要

郡	所在地	市場主・総代人	創設年月	口銭（魚売上高に対する引去額）	口銭内訳
熊本郡	佐賀村小森	増野兼純 河内山力槌	明治14年4月	約15.4%	
	麻郷村戎ヶ下	吉村利平	明治元年8月	15%	3%税金、1%雑費、8.5%市場主収益 1.5%魚売上取扱人に配当 1%商估へ戻し金
	麻郷村外崎	長野直記	明治14年8月	15%	3%税金、1%雑費、8.5%市場主収益 1.5%魚売上取扱人に配当 1%商估へ戻し金
	平生町戎町	松井太之輔	元禄期か	15%	3%税金、1%雑費、8.5%市場主収益 1.5%魚売上取扱人に配当 1%商估へ戻し金
	室積浦江ノ浦	綿重宗一	安永元年3月	15%	10%税金その他諸費（3%税金） 5%貸付米償還
	室積浦江ノ浦	益永九兵衛	幕末頃	15%	10%税金その他諸費（3%税金） 5%貸付米償還
	室積浦江ノ浦	重岡新兵衛	明治15年3月	15%	10%税金その他諸費（3%税金） 5%貸付米償還
	室積浦江ノ浦	河野弥吉	文化9年	15%	10%税金その他諸費（3%税金） 5%貸付米償還
	室積浦西ノ浜	上杉嘉六	天保以前	15%	10%税金その他諸費（3%税金） 5%貸付米償還
	室積浦西ノ浜	福田栄蔵	近世期	15%	10%税金その他諸費（3%税金） 5%貸付米償還
	室積村新宮	梅本寛兵衛	明治11年4月	記載なし	
	浅江村川口	高橋嘉一郎	明治17年4月	10%	3%税金

別表9 明治19年「魚市場慣行調」玖珂郡摘要

郡	所在地	市場主・総代人	創設年月	口銭（魚売上高に対する引去額）	口銭内訳
玖珂郡	室木村湊	福岡喜作	明治15年11月	13%	
	柳井津町中坂屋町	窪田源右衛門 和木清吉	慶長期 弘化年中	12.5%	商估へ3%を割り戻す
	柳井村岸ノ下	竹原要次	明治12年7月	10%	
	古開作村堤町	島津源次郎	明治14年3月	12.5%	
	神代村石神	宮城源太	明治13年3月	12.5%	3%市場税、1.6%商估へ戻し金 2%使夫給金、5.31%市場費・市場主利益 0.59%維持法の為に年々積立金
	大畠村御蔵浜	角田忠兵衛	明治8年9月	記載なし	
	遠崎村東中浦	前田清八	明治9年2月	12.5%	3%市場税、1%商估へ戻し金 8%生簀船修理・使夫給等諸雑費を引き残額が市場主利益 0.5%市場維持の為に年々積立金
	遠崎村東浦	伊藤金吾	明治13年12月	12.5%	前田清八市場に同じ